

第1回苧田町総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成27年7月28日(火)
開会 13:00 閉会 14:15
- 2 場 所 苧田町役場4階401会議室
- 3 出席者 苧田町長 吉廣 啓子
苧田町教育委員会
教育委員長 矢鳴 ミツ子
教育委員 野辺 寿一
教育委員 石邊 節雄
教育委員 尾形 由起子
教育長 森田 耕治
事務局関係
教育総務課長 恵良 四雄
生涯学習課長 川上 哲生
教育総務課副課長 森 由美子
教育総務課 萩原 徹

4 協議・調整事項

- (1) 苧田町総合教育会議の運営について
- (2) 苧田町教育大綱について

5 議事の概要

◇開会

森副課長

皆さん、こんにちは。まず、教育総合会議の開催にあたり、進行を事務局の方で行ってもよろしいでしょうか。

一同

はい。

森副課長

ありがとうございます。それでは、ただ今から第1回総合教育会議を始めさせていただきます。まず、最初に町長より挨拶をお願いいたします。

◇あいさつ

吉廣町長

皆様、改めてこんにちは。本日は大変公私共に皆さんお忙しい中、教育総合会議にご出席をいただきましてありがとうございます。もう皆様もご承知のとおり、この度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によりまして、教育に関する「大綱」を地方公共団体の長が策定することとされております。また、大綱の策定に関する協議及び教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、さらに児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議等の調整を行うため、総合教育会議を設けるとなっておりますので、本日の会議を開催することとなったのでございます。最後まで、よろしく願いいたします。

森副課長

ありがとうございました。次に、教育委員会を代表いたしまして矢鳴委員長に挨拶をお願いいたします。

矢鳴委員長

皆様こんにちは。町長さんには日頃より教育委員会の取り組みに温かいご指導・ご支援をいただいていることを心よりお礼申し上げます。今、町長さんのお話にもありましたように、本日は第1回苧田町総合教育会議の開催ということになりました。ご承知のように、教育改革が17年度から始まりまして、今年度は第2次の最終年ということになります。

そのようなとても重要な時期に本日のように町長さんが、そして教育委員会がこのように大切な事項につきまして協議・調整する場が設けられましたことを本当に意義深いことだと思っているところでございます。これからもこの会議が継続していくわけですが、その中で互いに意見を率直に出し合い、これからの苧田町の教育が学校教育におきましても生涯学習におきましてもさらに継続、発展していくことができるという願いをもっております。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

◇協議・調整事項

森副課長

ありがとうございました。それではさっそくですが、協議・調整事項に入らせていただきます。1番目、苧田町総合教育会議の運営につきまして恵良課長の方より説明させていただきます。

恵良課長 苧田町総合教育会議運営要綱案 説明

森副課長

ただ今の苧田町総合教育会議運営要綱案につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

石邊委員

この会議の要項では、会議は町長が召集するとなっております。そして第2項に「町長に対し協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる」と書いてるから、結局、町長が自分がしたい時にできるということですよ。

それと定例的にやっていくのか、事案が起こった時にやるのか、大きな違いがあるんですよ。

森田教育長

基本的には何か起こった時とか、町長が特に召集したい時とか、たぶん今考えられるのは、来年度の予算編成に当たってどういうふうな取り組みをしていくかとか、そういう時に、事前にここで協議をするということは考えられると思います。

石邊委員

予算のいつの時期にですか。

森田教育長

予算の前にこういう会議で、町長と教育委員会の意志の疎通を図る等の調整の場として考えられると思います。

石邊委員

分かりました。

森田教育長

第8条に会議の運営に関し必要な事項は、会議が定めるとありますので、また疑義が生じましたら議論していただきたいと思います。

森副課長

他にご意見ご質問はございませんか。

この案でよろしいということでしょうか。この案でよろしければ、案を消していただいて、苧田町総合教育会議運営要綱とさせていただきます。引き続き、苧田町総合教育会議傍聴要領案について説明させていただきます。

恵良課長 苧田町総合教育会議傍聴要領案 説明

石邊委員

教育委員会も公開ですが、傍聴要領はありますか。

恵良課長

教育委員会の傍聴の決まりはあります。

野辺委員

3条のところで、個人の情報が細かく書いてますが、個人の住所だとか、氏名だとか、年齢だとか、本来こういう傍聴というのはオープンにやるべきではないかなと思っています。例えば名前だけでいいとか。傍聴は良いですよと言っているのに、枠をかけているような気がするんですよね。名前は書かないといけないと思うのですが。

石邊委員

傍聴は、発言権もないし、ただ直接聞くだけですよね。

野辺委員

傍聴時にはいろいろな規制はあるわけですよね。氏名だけで良いのでは、教育委員会の傍聴のルールはどうなっているのですか。

石邊委員

私はせめて住所、氏名ぐらいは書かないといけないと思いますよ。

恵良課長

教育委員会の傍聴に関する規則というのがありまして「教育委員会の会議を傍聴しようとする者は傍聴人受付簿に自己の氏名及び住所を記入して申し込み、傍聴券の交付を受けなければならない」となっています。

野辺委員

年齢とかは入っていないので、年齢は入れなくても良いのではないですか。

吉廣町長

荻田町教育委員会規則でそのように傍聴しているのだったら、それに準じて良いと思います。

森副課長

それでは住所、氏名及び年齢等のところを住所及び氏名に変更してよろしいでしょうか。

一同

はい。

森副課長

他にご意見等ございませんか。

それではこの案でよろしいでしょうか。よろしければ、案を消していただいて、苧田町総合教育会議傍聴要領とさせていただきます。

続きまして、2番目の苧田町教育大綱についてです。苧田町の実情に応じて、苧田町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を大綱として定めなければならないとなっており、大綱は、総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではございません。また、大綱は、町長が定めることとされておりますので、町長より大綱について提案をお願いいたします。

吉廣町長 苧田町教育大綱（案）について 説明

吉廣町長

これをもって大綱としたいのですが、いかがでしょうか。

石邊委員

これは結局、実際具体的なことをしたいという時に、この中のどれに当てはまるかということですよ。

吉廣町長

そうです、あくまで大綱です。具体案は決めていくことになると思います。

野辺委員

いろいろやっていく中で詳細については、検討していかないといけないと思いますが、ここに書いているこの基本施策だとか、それから目標は目指す姿としては大変いいものだと思います。

ただ、最近の子供たちの動向というところで見ると、従来家庭でやってきた道徳感、人を思いやる心、心のゆとりというところが家庭で行われなくなってきており、だから、社会でもそれが欠けてきているというところで見ると、やはり少しその辺も今後の子供達、この未来を開く子供たちをつくる、人づくりをすることを目指すのであれば、やはりそこにも少し力を敬重していかないといけない。

メンタル的な心身の育成というところにやはりこれからの日本の目を向けていかないといけないですね、本当の日本を担う子供達の育成というところでは少し気がかりなところがあるのかなという気がするんですよ。

吉廣町長

そうですね。

森田教育長

大綱はこれで良いということではいかがでしょうか。今度は、具体的に大綱を実施するための施策になってくるのではないかと思います。

一同

異議なし

吉廣町長

それでは、大綱としてはこれでお認めいただくということにさせていただきたいと思えます。

次回の総合教育会議は、総合計画を推進する上で、重点施策だとか、例えば町費負担教員のあり方などについて具体的に協議をしたいと思えますので、教育委員会の方で検討をしていただき、そして原案として提案していただくということをお願いをしたいと思えます。

今回は緊急な事案がない限り、10月頃の開催を考えております。よろしくお願ひいたします。

◇開会

森副課長

それでは、以上をもちまして総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。